

令和元年度事業報告

平成から令和へと変わった前年度は新執行部体制で臨むこととなった。会務運営を支えていただいた会員の皆様、事務局職員、役員委員の皆様に深い感謝を申し上げます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から9年が経過し街から仮設住宅は姿を消したが、今なお約4万人の被災者が避難生活を余儀なくされている。国や東電に対する損害賠償請求訴訟に対する司法判断も進むが未だ決着を見ていない。原発ADRにおいても東電側が和解勧告を拒否する事例も散見される。被災者支援事業の継続はまだ必要とされている。被災地においては避難指示の解除が進む状況のなかにあつて被災者支援事業は、法テラスや被災自治体への相談員派遣に加え、避難指示の解除された市町村に目を向けた相談活動と、原発事故による損害賠償請求に関する相談会を原子力損害賠償紛争解決センターの協力を得て実施するなど原発ADR申立支援の相談活動を展開してきた。一般社団法人ふくしま連携復興センターを中心に支援団体との連携を強め相談員派遣や情報共有の場を継続してきた。また、いわき市と災害時の相談活動に関する協定を締結するなど行政との連携強化を推進した。令和元年東日本台風では県内各地で浸水被害が発生し、市民生活や経済活動に大きな影響を与えている。台風災害による法的紛争の発生も懸念されていたが、相談ニーズの手応えを掴むことができなかった。

法務省の長期相続登記等未了土地解消作業については、厳しい状況ながら一般社団法人福島県公共嘱託登記司法書士協会に受託していただいた。協会会員以外の本会会員の協力も得ながら多量の相続人調査作業を続行している。

改正司法書士法が成立し、使命規定が「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と創設された。懲戒制度は懲戒権者を法務大臣とし除斥期間が制定される等の変更に対応するため、本会においても会則や諸規則の改訂作業を進めてきた。

会務執行においては事業計画に沿って各部・各委員会ともに滞りなく運営された。近年は緊縮財政のもと会務運営しており、さらに事業を絞り込むことは困難であるが、事業見直しや改善の視点をもって取り組んできた。

総務・事務局体制においてはIT化・機械化を推進し、経費削減しながらも効率化・快適化を向上した。会員への情報提供もタイムリーに配信できるよう努めた。

研修事業は、専門家としての品位保持や業務精通を担保するため重要となっており、研修単位制の明確化がなされたことにより研修機会の提供が求められている。業務に直結する法改正を主軸に研修企画してきた。特に債権法改正は企画から講師までを研修委員会が担い、連続性ある研修を実施しており、会内の人材育成にも貢献した。年度末にかけて新型コロナウイルス感染拡大防止のためやむなく第3回会員研修会を中止した。

相談事業・広報事業・公益活動事業は三位一体である。市民の司法アクセスを保証するためには、相談体制の充実と司法書士自体をPRする広報は両輪である。広報を根本から見直す検討をしてきたが、次年度に向けての課題も明確になってきた。法教育分野では高校生向け法律教室は減少傾向にある。小学生向け「公園ゲーム」を製品化して、ルールなしの公園で起こったこと、こどもたちが決めたルールを守って公園で起こったことを自ら体験し、感じてもらえるよう低年齢層への法教育を展開している。年度末にかけて新型コロナウイルス感染症がクローズアップされ総合相談センターを面談方式から電話相談に変更するなど対応した。なお、総合相談センターの財源を連合会市民救援基金から賄っていただいていたが本年度末で終了となった。